

2 産業廃棄物の受入基準

(1) 焼却処理対象物の受入基準

(その1)

産業廃棄物の種類	受入基準
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、2種類以上の廃棄物を混載していないこと。 ・引火性、発火性、爆発性、有毒ガス発生等のないこと。 ※スプレー缶等の高圧容器や薬品類が混入していないこと。 ※揮発性(アンモニア等)の薬品類が混入していないこと。 ・PCBの付着したものが混入していないこと ・溶出試験等が適用される廃棄物(13頁参照)は、判定基準に適合していること。 ・原則、排出事業者、収集運搬業者が自ら容易に当施設ごみピットに投入できる状態で搬入すること。 ・感染性産業廃棄物を除いて、特別管理産業廃棄物に該当しないこと。
燃え殻 ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を帯びていないこと。 ・飛散防止措置(加水等)が講じられていること。
汚泥 (有機性汚泥、下水道汚泥)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥以外の固形物(石・金属等)が混入していないこと。 ・溶解することによって、強酸、強アルカリを示さない性状のもの。 ※pHの目安: 3~11の範囲内 ・主成分が明確であること。 ・ドラム缶等で搬入する場合は、容易にごみピットに投入できる状態で搬入すること。 ※ドラム缶は持ち帰りとなります。
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶等容器から当施設受槽・ごみピットに容易に空けかえることができること。 ※沈殿物、不溶物が多量に混入していない、あるいは容易に分離できる性状であること。 ※ドラム缶は持ち帰りとなります。 ・焼却時に有害なガスが発生しない性状であること。 ※トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含まないこと。 ・揮発性の高い溶剤、引火性の高い溶剤でないこと。 ※引火点が70℃以下でないこと。 ・廃PCB及びPCBを含む廃油でないこと。 ・水分を多く含む廃油の場合、pHが3~11の範囲内であること。 ・粘度が50cP以下であること。

<p>廃酸 廃アルカリ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ pHが3～11の範囲内であること。 ・ 沈殿物，不溶物が多量に混入していない、あるいは容易に分離できる性状であること。 ・ 中和した場合に有毒なガス等が発生しない性状であること。 ・ 中和した場合に粘性が上がらない性状であること。 ・ 主成分が明確であること。
<p>廃プラスチック類 ゴムくず 紙くず 繊維くず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用廃ビニールでないこと。 ・ シート状、箱もの、中空のものは、長さが1m、厚さが5mm以下であること。 ・ フィルム状で巻物になっているものは、長さが1m以下で、巻きの部分が5cm以下であること。 ・ 固形状のものは、長さとも厚さとも10cm以下であること。 ・ 発泡スチロールは、長さが30cm以下であること。 ・ 梱包されているものは、最大長が概ね50cm以下であること。 ※荷姿がフレコンバッグ等、破袋しにくいものでないこと。 ・ 廃タイヤは15cm以下に切断されていること。 ※ホイールは受入できません。
<p>木くず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大長は概ね1m以下、径は概ね12cm以下であること。 ・ 原則として、金属（鋸、犬釘、ボルト等）が除去してあること。 ・ 火気を帯びていないこと。
<p>動植物性残さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大径が30cm以下であること。
<p>動物系固形不要物 動物のふん尿 動物の死体</p>	<p>※別途、協議の上、受入の可否を検討</p>
<p>可燃性混合廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類毎に分別できないものに限る。 ・ 不燃物が混入していないこと。 ・ 廃プラスチック類の受入基準に準ずる。
<p>感染性産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当公社指定の専用容器（プラスチック製）に封入されたものに限る。

※ 上記受入基準は当公社の一般的な廃棄物の受入基準であり、実際の受入に当たっては、個別に廃棄物を確認させていただき、受入の可否を判断します。

(2) 管理型埋立処理対象物の受入基準

産業廃棄物の種類	受入基準
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、2種類以上の廃棄物を混載していないこと。 ・引火性、発火性、爆発性、有毒ガス発生等のないこと。 ※スプレー缶等の高圧容器や薬品類が混入していないこと。 ※揮発性(アンモニア等)の薬品類が混入していないこと。 ・PCBの付着したものが混入していないこと。 ・溶出試験等が適用される廃棄物(13頁参照)は、判定基準に適合していること。 ・原則、排出事業者、収集運搬業者が自ら容易に当施設管理型最終処分場に投入できる状態で搬入すること。 ・特別管理産業廃棄物に該当しないこと。
燃え殻 ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を帯びていないこと。 ・飛散防止措置(加水等)が講じられていること。 ・熱しゃく減量が10%以下であること。
汚泥 (無機性汚泥、上水道汚泥)	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 ・油分(ノルマルヘキサン抽出物質)が5%以下であること。 ・含水率が80%以下であること。
廃油	<ul style="list-style-type: none"> ・タールピッチ類に限る。
ゴムくず 金属くず 廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・最大長15cm以下であること。
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径10cm以下、中空の状態でないこと。
鉦さい	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径10cm以下であること。 ・火気を帯びていないこと。 ・飛散防止措置(加水等)が講じられていること。
がれき類	<ul style="list-style-type: none"> ・最大長が概ね30cm以下であること。 ・火気を帯びていないこと。 ・原形をとどめる木くず、廃プラスチック類、繊維くずの混入がないこと。
政令第2条第13号に定める 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物に該当しないこと。
不燃性混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理できないものに限る。 ・腐敗しやすい物が含まれていないこと。 ・がれき類は最大長30cm以下、その他の物は15cm以下であること。

※ 上記受入基準は当公社の一般的な廃棄物の受入基準であり、実際の受入に当たっては、個別に廃棄物を確認させていただき、受入の可否を判断します。